

第14章 会計制度

1. 欧州の証券市場における会計制度の動向 本章は、『図説 ヨーロッパの証券市場』（2012年版）で記述している欧州の証券取引所と上場企業の会計基準、そしてその財務諸表の監督機構の制度整備について、その後の動向をみていくことにする。2005年に欧州連合（以下、EU）の加盟国内の証券取引所に上場する企業の連結決算書にIAS/IFRSの適用が義務づけられたことは、会計制度及び会計諮問・規制委員会、さらに欧州証券監督局・加盟国内の証券監督局による法規制（エンフォースメント）の整備に著しい影響を及ぼした。

その過程は、EU議会と理事会が、1978年7月25日に、第4号指令（1978/660/EWG）を一定の法形態の会社の年度決算書に適用するために発令したことに始まり、それに続き、83年6月13日には、第7号指令（1983/349/EWG）を連結決算書に適用するために、加盟国に当該指令の国内法化が義務づけられた。

その後、国際的な証券市場における上場企業の財務諸表にIAS（国際会計基準）の適用が、証券監督者国際機構（以下、IOSCO）によって支持され、05年にはEU域内における証券市場における統一した会計基準としてIAS/IFRSの適用が義務づけられた。しかしIAS/IFRSはイギリスの公認会計士協会によるプライベートの会計基準であったことから、EU法への変換には、欧州委員会の責任のもとで承認プロセス（IFRS endorsement process）を設ける必要があった。したがってプライベート会計基準はEU法へ変換して、上場企業の連結財務諸表にIAS/IFRSの適用を義務づけることになった。ただし個別財務諸表及び上場していない企業の財務諸表へのIAS/IFRSは任意規定となっている（Regulation (EC) No 1606/2002: 2008年改正）。加盟国におけるIAS/IFRS適用状況は、右表に示す状況である。

さらに13年6月26日には会計指令（2013/34/EWG）が可決され、15年7月20日までの加盟国の国内法化が欧州連合の官報で公表された。その後EUから改正指令が公表され、加盟国の中小規模会社にもEUの会計指令（BiLRUG）が適用されることとなる。近年、このような財務情報の他に、17年4月19日にCSR指令（2014/95/EU）の法変換が行われ、施行された。当該指令は、上場企業に「非財務情報の開示」（本章5.）を17年12月31日以降開始の営業年度から報告書に義務づけるものである。

加盟国における IFRS の適用状況

加盟国	IFRS を適用している連結財務諸表				IFRS を適用していない連結財務諸表		IFRS 適用の総計	
	株式発行		債券発行		2017	2018	2017	2018
年	2017	2018	2017	2018				
オーストリア	57	55	35	29	0	0	92	84
ベルギー	115	113	3	2	0	0	118	115
ブルガリア	106	111	20	17	229	183	355	311
クロアチア	78	77	7	7	55	51	140	135
キプロス	68	61	0	0	18	17	86	78
チェコ	23	22	11	10	28	28	62	60
デンマーク	118	126	20	23	0	0	138	149
エストニア	19	19	2	3	1	2	22	24
フィンランド	125	125	20	18	0	0	145	143
フランス	489	445	31	31	1	2	521	478
ドイツ	399	392	21	19	4	4	424	415
ギリシャ	153	139	2	4	39	40	194	183
ハンガリー	31	32	6	3	11	14	48	49
アイスランド	16	16	33	33	16	16	65	65
アイルランド	31	31	8	6	56	55	95	92
イタリア	225	229	9	7	15	12	249	248
ラトビア	10	7	10	8	7	5	27	20
リトアニア	30	28	1	2	6	6	37	36
ルクセンブルク	45	43	20	20	71	59	136	122
マルタ	18	19	10	14	20	22	48	55
オランダ	139	134	14	15	25	29	178	178
ノルウェー	178	179	46	55	28	26	252	260
ポーランド	356	347	0	1	45	41	401	389
ポルトガル	43	41	9	9	7	4	59	54
ルーマニア	39	39	3	3	50	50	92	92
スロバキア	13	13	6	6	8	9	27	28
スロベニア	29	25	8	7	0	0	37	32
スペイン	133	133	6	6	0	0	139	139
スウェーデン	313	327	23	29	10	14	343	370
イギリス	1073	1062	242	242	0	0	1315	1304
合 計	4472	4390	注1) 626	629	750	689	注2) 5845	5708

〔出所〕 European Securities and Markets Authority, Report, Enforcement and Regulatory Activities of European Accounting Enforcers in 20018, 49頁。報告書では注1) 631 注2) 5853となっている。

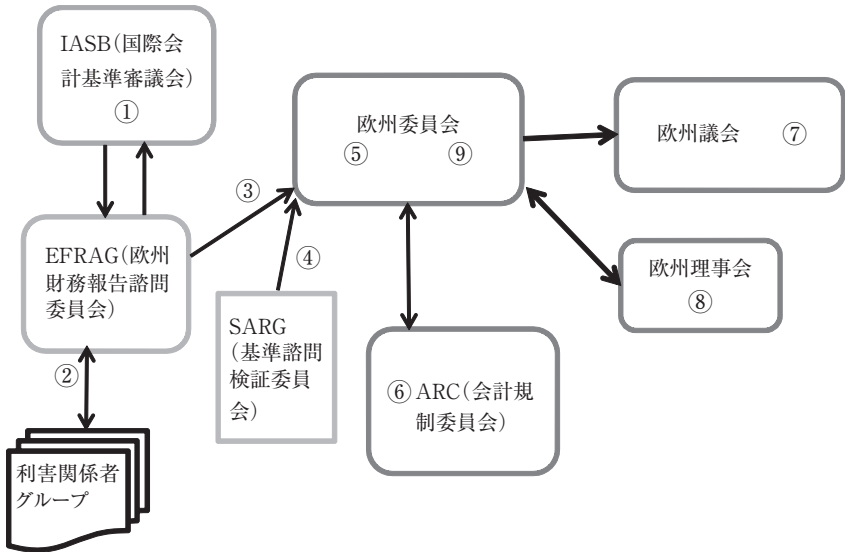
2. EUにおけるIFRS/IASのエンフォースメント IFRS/IASは、単一の国際的基準に従った連結財務諸表に適用される基準として、加盟国の連結財務諸表に適用されるためには、右上図に示す承認手続きを経なければならない。国際会計基準審議会（以下、IASB）が新しく発行する基準の場合には、その基準が効力を発する前に、EUが承認する必要がある。IAS-規則（Regulation）に、欧州委員会の責任のもとで、右上の図に示すような諮問及び助言をする組織、会計規制委員会（以下、ARC）、欧州財務報告諮問グループ（以下、EFRAG）とともに特別の承認過程を経なければならないのである。

ARCは加盟国の代表と欧州委員会議長から構成される。EFRAGは、欧州委員会に専門的な諮問をする独立した組織である。当該組織のホームページには、EUにおけるIFRS/IASの承認状況が公表されている。基準諮問検証委員会（以下、SARG）は最終的な諮問をする組織である。

EUにおける承認手続きの流れは、①IASBの新しい基準・既存基準の修正・基準解釈のアダプション⇒②EFRAGと利害関係者グループの間でコメントレターを受け取る。⇒③EFRAGによる委員会の承認に関わる諮問④SARGは3週間以内にEFRAGの承認についての諮問が公平で客観的であるかどうかを評価する⇒⑤もし欧州委員会が新しい基準・既存基準の修正・解釈基準を承認すると、草案を作成して、⑥ARCに答申する⇒⑥SARGの意見が否定されなかったら、3か月の間に欧州議会⑦及び理事会⑧に草案の検討を答申する⇒欧州委員会及び理事会からの反対がなければ、⑨欧州委員会は承認する。近年、IAS/IFRS適用に早期関与及び発言力の強化のため、EFRAGはIASBに対してアクティブな諮問をすること等、組織改革が行われた。

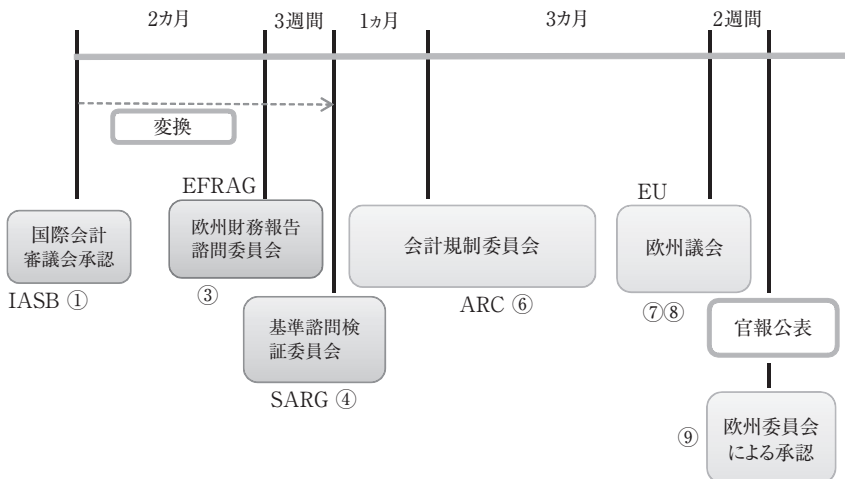
いわゆるIAS/IFRSが承認されるまでのタイムスケジュールは、右下の図に示すとおりである。欧州委員会によって承認されたIAS/IFRSはEU法に変換される（Regulation（EC）No 1126/2008）。その後加盟国における上場企業は、欧州の証券市場において連結財務諸表にIAS/IFRSを適用することになる。つまりIASBはIAS/IFRSのようなプライベートの基準設定委員会から公表される会計基準には法的な効力がないからである。

EU における IFRS の承認プロセス



〔出所〕 International Accounting Standards and Interpretations endorsement process in the EU. (<http://ec.europa.eu/> 参照)

欧州における IFRS 発行から承認までの期間



〔出所〕 International Accounting Standards and Interpretations endorsement process in the EU. (<http://ec.europa.eu/> 参照)

3. 証券取引監督機構と財務情報のエンフォースメント EUで承認されたIAS/IFRSを適用した財務情報は、欧州の証券監督局において法規制の必要が生じる。なかでも欧州証券市場監督局（以下、ESMA [2011年1月1日前：CERS]）の役割は重要であり、IASの統一的な採用を促進する一方で、欧州証券取引所におけるIAS/IFRSのコンバージェンスを監督している。ESMAは、EU域内における会計エンフォースメント機関として規制活動に関するガイドラインを公表し、このガイドラインに各加盟国が準拠しているかどうかについて調査を行っている（右表）。これは、各加盟国の監督局がESMAのガイドラインに従って、財務情報のエンフォースメントをどのように監督しているかを示すものである。その報告書は財務情報のエンフォースメントとその改善を支援するねらいであり、全ての加盟国の監督局へのアンケート調査をとおして監督することになる。

EU域内における有価証券を発行する企業によって開示された財務情報を調和化することが、EUが公表しているIAS-規制（Regulation）の目的である。つまり財務情報の高いレベルの透明性と比較可能性を確保し、欧州の資本市場と国際市場が効果的に機能することをねらいとしている。

したがってEUにおけるIAS/IFRSの承認をとおして、IASBが公表しているIAS/IFRSが連結財務諸表に適用されることで、投資家保護のもと、投資家の投資判断のために、統一的な会計基準で作成された財務諸表が規制市場に上場した企業に強制されることになる。

そのためESMAは、ARCとEFRAG及び作業部会に、公式のオブザーバーとして、新しいIFRSの承認手続きとIAS/IFRSの改訂に積極的に参加している。ESMAは、IASBとEFRAG、IFRS解釈指針委員会にコメントレターを提出して、IFRSの基準設定プロセスに関わっている。

以上のような欧州の証券市場に上場する企業の会計制度整備には、国際及び加盟国の証券監督体制の構築が重要となる。当該証券監督体制は各機関からのエンフォースメントが形成されたうえで、相互的なコメントを出す諮問機関が設置されている。他方IFRS財団におけるIAS/IFRS設定及び改訂に関わる審議にも、各国の国内会計基準委員会が参加して審議をすることで、経済環境の変化にともなう新しい会計基準が公表されるのである。

欧州加盟国における国内監督局による財務情報に関する ESMA ガイドライン準拠の有無

加盟国	監督局	2017	2019
		準拠の有無	準拠の有無
オーストリア	FMA	×	×
ベルギー	FSMA	○	○
ブルガリア	FSC	×	×
チェコ	CNB	○	○
デンマーク	Erhvervsstyrelsen	○	○
	Finanstilsynet	○	○
ドイツ	BaFin	×	×
エストニア	Estonian Financial Supervision Authority	○	○
アイルランド	IAASA	準拠の予定	○
ギリシャ	HCMC	○	○
スペイン	CNMV	○	○
フランス	AMF	○	○
クロアチア	HANFA	準拠の予定	準拠の予定
イタリア	CONSOB	○	○
キプロス	CySEC	○	○
ラトビア	FCMC	○	○
リトアニア	Bank of Lithuania	○	○
ルクセンブルク	CSSF	○	○
ハンガリー	MNB	○	○
マルタ	AFSA	○	○
オランダ	AFM	○	○
ポーランド	KNF	準拠の予定	○
ポルトガル	CMVM	○	○
ルーマニア	CNVM	○	○
スロベニア	SMA	×	×
スロバキア	NBS	○	○
フィンランド	Finanssivalvonta	○	○
スウェーデン	Finansinspektionen	×	○
イギリス	Conduct Committee of the Financial Reporting Council	○	○
	Financial Conduct Authority	○	○
アイスランド	Register of Annual Accounts	○	○
リヒテンシュタイン	LFMA	/	○
ノルウェー	Finanstilsynet		○

〔出所〕 [https://esma.europa.eu/ESMA32-67-142_\(2017.4.21\)/\(2019.3.21\)](https://esma.europa.eu/ESMA32-67-142_(2017.4.21)/(2019.3.21)) より作成。

4. 欧州各加盟国における国内の会計監督体制—ドイツを事例に— 本節では、EU加盟国のなかで経済を牽引しているドイツの場合には、上場企業の財務諸表について、欧州の経済及び金融のエンフォースメントをとおして、国内の会計監督所はどのように企業の財務諸表を監督しているのか、会計の監督体制の制度整備についてみていきたい。

2005年以来、ドイツにおける会計基準の実施に関して、ドイツ会計監査所（DPR）と連邦監督庁（BaFin）が監査権限を有し、監査に係る専門職である会計監査士、監査役によって監査のエンフォースメントが行われる。

1) ドイツ会計監査所（DPR）の監査の手順

DPR は、資本市場における企業（商法342b 条 2 項 2 文）の状況報告書の他に、連結財務諸表と年度財務諸表（同法342b 条 2 項 3 文 Nr.3）に従って抜き取り調査をしている。ESMA の財務情報の監督のガイドライン（エンフォースメント）に準じた抜き取り調査が行われる。

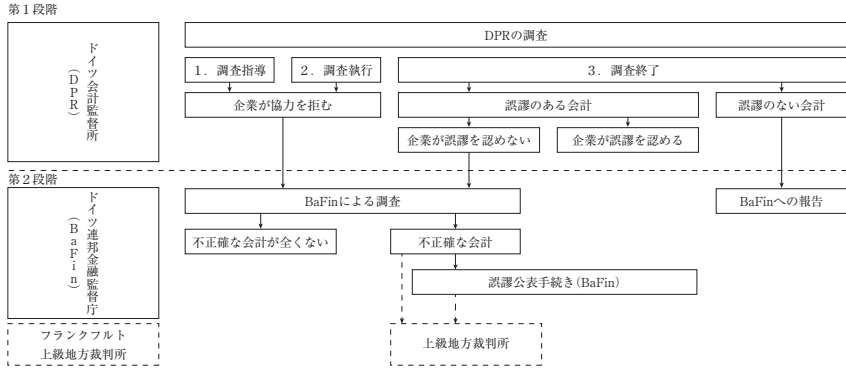
DPR における企業の財務諸表の調査は、プライベートレベルの監査組織であり、企業の調査に際して、聞き取り及び会計の誤謬について、企業に対して法的な強制力がない。そのため企業と DPR との間において十分な調査ができない場合に限り、パブリックレベルの BaFin に、その手続きを委ねることになる。

2) 連邦金融監督庁（BaFin）における会計監督

BaFin における会計監督は、証券取引法（WpHG）第16章第1節に規定されている。その監督は、04年12月に会計監督法（BilKoG）で導入された会計監督のエンフォースメントを行っている。当該監督庁は、特定の企業の財務諸表の合法性について、市場を利用する投資家の信頼を強化するために外部の監督が設置された。監督の対象となるのは連結財務諸表、連結状況報告書である。07年以降当該監督庁は透明性指令が変換された法の施行でもって、半期及び四半期財務諸表についても調査している。その調査の対象は、EU 透明性改正指令の法への変換でもって拡張された。

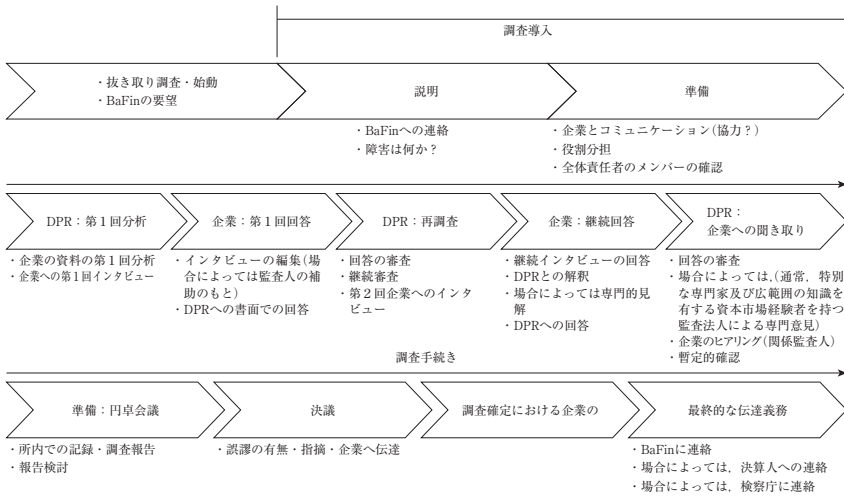
BaFin と DPR は二層式のエンフォースメント手続きにおいて、ESMA によるピア・レビュー（peer review）で企業の財務諸表は調査評価され、ESMA のエンフォースメントでは、そのガイドラインに準拠しなければならない。したがってこの準拠性は、14年に公表されたガイドラインによって評価される。

二層式エンフォースメントのしくみ



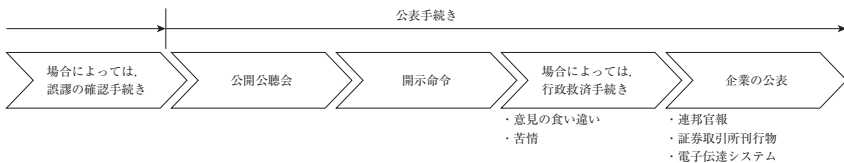
〔出所〕 DPR, 10 Jahre Bilanzkontrolle in Deutschland, 2015, S.8.

DPRの第一層の調査過程



〔出所〕 DPR, Financial Reporting Enforcement Panel, S.1-3.

第2層のBaFinにおける調査過程



〔出所〕 DPR, Ebenda, S.4.

5. EU-CSR 指令による「非財務情報」の開示の動向 これまで財務情報に関する EU レベルと加盟国におけるエンフォースメントが強化され、資本市場での投資家保護と会計の透明性の制度整備が行われていることを述べてきた。その一方で、EU は、2016年以降の営業年度から「非財務情報」を資本市場に上場する企業に報告書で開示することを求めている。この「非財務情報」は、企業活動における社会的及び環境政策に関する情報としてみなされる。これは、消費者、投資家及び政策立案者、株主等に非財務業績を評価させ、ビジネスに対する社会的責任を企業に促すことになる。18年財務諸表に「非財務情報」を含めることとなった。

しかしその「非財務情報」の範囲は広く、500人以上の従業員をもつ大規模公開会社、上場企業、銀行、保険会社、その他、公益出資の国内組織によって設けられた企業等が該当する。開示される情報として、環境保護、社会的責任と従業員の待遇、人権尊重、賄賂贈与の禁止、年令、ジェンダー、教育及び専門性を背景にした会社役員における多様性等にかかわるものである。EU (Directive 2014/95/EU) では、どのように報告書に開示するかについて、有益と考えられる方法 (UN Global Compact・OECD ガイドライン・ISO 26000) があり、適切な開示をすることが企業の重要な柔軟性として示される。

17年6月に、EU 委員会は環境及び社会的情報を開示するためのガイドラインを公表した。しかしこのガイドラインは、「国際的に欧州或いは国内のガイドラインとして使用されるであろう」としている。

以下に、ドイツの証券取引所に上場している大企業の「非財務情報の開示」について、2つの事例を挙げることにする。

事例1) 当該情報の1つとして Global Reporting Initiative (以下、GRI: 右上図) がある。それによってビジネスモデル・環境保護アプローチ・製造に関わる社会的責任: 製品の安全な材料と製造過程・水の消費・二酸化炭素排出・廃棄物削減・人と文化・消費者満足・人権 (公平な労働状況・供給者の人間関係・倫理的なビジネス実務)・賄賂及び贈与の禁止等についての情報が開示されている (Adidas AG)。

事例2) 17年施行の CSR 指令に従って、ドイツ商法289b 条 e に準拠して実行しなければならない「非財務報告書」を重要な非財務資料として、ビジネス報告に開示している (Bayer AG: 右下図)。

サステナビリティ報告書作成に際しての
適用対象 (2016年)

→ 2018年7月以降有効 (GRI: グローバル・レポーティング・イニシアティブ)

共通スタンダード			トピック別スタンダード		
基礎	⇒ 一般開示事項	⇒ マネジメント手法	経済スタンダード (GRI 200)	環境スタンダード (GRI 300)	社会スタンダード (GRI 400)
GRI 101	GRI 102	GRI 103	GRI 201: 経済パフォーマンス GRI 202: 地域経済での存在感 GRI 203: 間接的な経済的インパクト GRI 204: 調達慣行 GRI 205: 腐敗防止 GRI 206: 反競争的行為	GRI 301: 原材料 GRI 302: エネルギー GRI 303: 水と排水 GRI 304: 生物多様性 GRI 305: 大気への排出 GRI 306: 排水および廃棄物 GRI 307: 環境コンプライアンス GRI 308: サプライヤーの環境面のアセスメント	GRI 401: 雇用 GRI 402: 労使関係 GRI 403: 労働安全衛生 GRI 404: 研修と教育 GRI 405: ダイバシティと機会均等 GRI 406: 非差別 GRI 407: 結社の自由と団体交渉 GRI 408: 児童労働 GRI 409: 強制労働 GRI 410: 保安慣行 GRI 411: 先住民族的権利 GRI 412: 人権アセスメント GRI 413: 地域コミュニティ GRI 414: サプライヤーの社会的面的アセスメント GRI 415: 公共政策 GRI 416: 顧客の安全衛生 GRI 417: マーケティングとラベリング GRI 418: 顧客プライバシー GRI 419: 社会経済面のコンプライアンス
GRI スタンダードをとる最初の要点を報告	組織関連情報についての報告	各重要なトピックについての経営アプローチの報告	各重要トピックについて特別に開示して報告する項目から選択		

〔出所〕 グローバル報告スタンダード [https://www.globalreporting.org] より作成。

Bayer 株式会社の重要な非財務資料	2017	2018
研究開発費 (100万ユーロ) 正社員	2,186 17,072	2,331 17,276
部門別従業員数 製造 マーケティング・配給 研究開発 管理	8,858 936 5,468 1,810	9,188 887 5,368 1,833
職員の性別 女性 男性 人件費 (100万ユーロ) 年金給付 (100万ユーロ) 短期奨励プログラム (100万ユーロ) 調達費 (100万ユーロ)	6,104 10,968 2,045 4,251 194 3.9	6,248 11,028 2,571 4,514 277 4.2
安全性 記録可能な事故率 (RIR) % ロスタイム率 (LTRIR) % 一次格納事故率 (LoPC-IR) %	0.53 0.35 0.21	0.5 0.37 0.25
環境保護 全体エネルギー消費高 (兆ジュール) 温室効果ガス排出量 (CO ₂ 100万二酸化炭素換算トン) 水使用量 (万立方メートル) 全体消費発生 (1,000万トン)	7,878 0.69 4.72 302	7,239 0.55 4.92 268

〔出所〕 Bayer AG, *Annual Report* 2018, p.84.